

公開買付代理および事務取扱契約書

公開買付代理および事務取扱契約書

株式会社パイオラックス（以下、「甲」という。）およびみずほ証券株式会社（以下、「乙」という。）は、甲が会社法第165条第2項による甲の定款の規定に基づく甲の普通株式（以下、「対象株式」という。）の買付けを、2025年2月12日開催の甲の取締役会の決議に従い、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下、「法」という。）第27条の22の2以下に定める自社の株主に対する公開買付けの方法（以下、「本公開買付け」という。）により行うことに関して、以下のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（公開買付けの内容）

第1条 甲は、以下の各号に掲げる基本条件により、本公開買付けを行うことを意図している。

① 買付けを行う上場株式等の種類 対象株式

② 買付予定数 8,810,600株

（注）応募株式（本契約第3条第1項第4号に定義する。）の数の合計が買付予定数を超えるときは、その超える部分の全部または一部の買付け等を行わないものとし、法令の定めに基づき公開買付届出書に記載するあん分比例の方式により株券の買付け等に係る受渡しその他の決済を行うものとする。

③ 買付価格 対象株式1株につき金2,497円

④ 公開買付けの期間 2025年2月13日から2025年3月13日まで
（以下、「本公開買付期間」という。）

⑤ 公開買付けの決済の開始日 2025年4月7日

2. 前項各号に規定する基本条件の変更は、適用法令に従って当該変更のために必要な手続きがとられることを前提として、甲および乙との間の協議により決定されるものとする。

（公開買付けの代理および公開買付事務の委託）

第2条 甲は、乙に対し、本契約に定める条件に従い、本公開買付けに関し、甲を代理して対象株式の買付けを行うことならびに法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の2第4項および金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。以下、「令」という。）第14条の3の3第4項に定める事務その他本公開買付けに係る業務（以下、「本委託業務」と総称する。）を委託し、乙はこれを受託する。

（本委託業務の内容）

第3条 乙が受託する本委託業務の内容は以下のとおりとする。

- ① 法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の3第1項に従い、本公開買付けに関する公開買付開始公告（訂正事項の公告等も含む。）の公告案の作成および公告手配の補佐、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の3第2項に基づき作成される公開買付届出書等（これらの訂正公告、届出等も含む。）の書類作成の補佐を行うこと。
- ② 甲が法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の9に従い作成する本公開買付けに関する説明書（その訂正を含み、以下、「公開買付説明書」という。）を本公開買付けに応募する甲の株主（以下、「応募株主」という。）に対して交付し、本公開買付けの内容について説明すること。
- ③ 応募株主による本公開買付けに対する応募の受付けを行うこと。
- ④ 応募のために必要な書類の受領および応募に係る対象株式（以下、「応募株式」という。）を記録管理し、応募株式を本項第5号、第6号もしくは第8号に従って応募が行われたときの状態に戻すこと。

- ⑤ 法第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 12 に従い、応募株主による公開買付けに係る契約の解除を受け、かつ、かかる応募株主より受領し、記録管理している応募株式を応募が行われたときの状態に戻すこと。
 - ⑥ 法第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 11 第 1 項但書に基づき、甲が本公開買付け期間の末日までに本公開買付けに係る申込みの撤回および契約の解除を行った場合に、応募株主に対して、記録管理している応募株式を応募が行われたときの状態に戻すこと。
 - ⑦ 応募株式の買付けが行われる場合に、本公開買付け期間の終了後、応募株主に対し、買付代金（適用法令上必要な場合は、源泉徴収税を控除した金額）の支払いをなすこと。
 - ⑧ 応募株式の買付けが行われない場合に、応募株主に対し、記録管理している応募株式を応募が行われたときの状態に戻すこと。
 - ⑨ 法第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 2 第 5 項および令第 14 条の 3 の 3 第 5 項第 1 号に従い、本公開買付け期間の終了後、遅滞なく買付け等に関する通知書を作成し、応募株主に送付すること。
 - ⑩ 法第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 1 項に従い、公開買付け結果の公告または公表案の作成および公告または公表手続、法第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 2 項に従い、公開買付け報告書の作成および関東財務局長への提出手続の補佐、法第 27 条の 22 の 2 第 4 項に従い、公開買付け報告書の写しを金融商品取引所または認可金融商品取引業協会に送付する手続きの補佐をすること。
 - ⑪ 甲が買付けを行った応募株式を、速やかに乙における甲名義の口座で記録管理するか、または甲もしくは甲の指定する者の口座管理機関へ振替えること。
 - ⑫ 本契約において、乙が甲のために行うものとして定められている業務を行うこと。
 - ⑬ 前各号に定める他、前条の規定に基づく委託に関し、本公開買付けを実施するにあたり、法令ならびに関係する日本における金融商品取引所および認可金融商品取引業協会の諸規則の定めるところにより、乙が行うことを必要とされる行為、または甲の合理的な要求に応じて、甲および乙の間で合意された甲の補佐行為等をなすこと。
2. 乙は、本公開買付けに応募する非居住者株主（以下、「本件非居住者株主」という。）については、本件非居住者株主の日本国内に所在する常任代理人のみを相手として当該応募に関する本委託業務を遂行するものとし、本件非居住者株主とは一切かかる応募に関する対応その他の本委託業務を直接行わないものとする。

（甲の表明および約束）

第 4 条 甲は、乙に対して次のとおり表明および約束する。

- ① 法令の定めるところに基づき甲が行うべき届出（公開買付け届出書の作成を含む。）、公告、公開買付け説明書の作成、公開買付け報告書の作成および買付け条件の変更その他の手続きを適法に行うこと。
- ② 前号に基づき甲が作成または提出する書類の写し（公開買付け説明書およびその訂正に係る説明書を含む。）について、乙が合理的な範囲において要請する部数を、甲の費用負担において乙に速やかに提供すること。
- ③ 本公開買付けが実施されたか否か、また、本公開買付けに基づいて対象株式が買付けられたか否かに拘らず、本条第 1 号に基づき甲が作成または乙に提供した資料、公開買付け説明書およびその訂正に係る説明書、甲が発行もしくは承認したプレス・リリースならびに本公開買付けに関して、甲が自らもしくは第三者をして対外的に開示したその他の資料は、いずれも、重要な事項について虚偽の表示または虚偽の記載がなく、かつ表示または記載すべき重要な事項および誤解を生じさせないために必要とされる重要な事実の表示またはその記載を欠くものではないこと。

- ④ 反社会的勢力（日本証券業協会の「定款の施行に関する規則」第 15 条に定めるものをいう。以下同じ。）に該当せず、また、反社会的勢力に該当する者と業務提携関係その他の継続的な取引関係を有しないこと、本契約締結日以後、上記状態を維持すること。
- ⑤ 法的な責任を超えた要求および暴力的な要求その他の不当な要求行為を行わず、または、これに類する行為を行わないこと。

（乙の表明および約束）

第 5 条 乙は、甲に対し、本委託業務を、公開買付届出書および公開買付説明書に記載の内容に従い、適用法令ならびに関係する日本における金融商品取引所および認可金融商品取引業協会の諸規則を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって遂行することを表明および約束する。

（状況報告）

第 6 条 乙は、本公開買付期間を通じ、応募株主の応募の状況を適宜、甲に報告する。

2. 前項に規定するものの他、乙は、本委託業務の遂行に関し、甲が合理的な理由をもって要求する事項について速やかに甲に報告する。

3. 乙は、甲の事前承諾なしに、甲以外の第三者に対し、本公開買付けに関する情報を開示してはならない。但し、政府、所轄官庁その他の規制当局、裁判所または甲もしくは乙の属する金融商品取引所、認可金融商品取引業協会等の自主規制団体等の正当な権限を有する第三者の命令、要請もしくは決定による場合を除く。

（甲による通知）

第 7 条 甲は、本公開買付けを撤回しようとするとき、買付条件等を変更しようとするとき、または法令上公開買付届出書、公開買付開始公告もしくは公開買付説明書に訂正もしくは補足を要する事象が生じた場合は、乙に速やかにこれを通知する。

（買付資金の送金）

第 8 条 甲は、本契約第 1 条第 1 項に基づき本公開買付けにより甲が買付ける対象株式の合計株数に買付価格を乗じて得られる金額を、本契約第 1 条第 1 項第 5 号に定める本公開買付けの決済の開始日の前日（当該日が銀行営業日でない場合には、その直前の銀行営業日とする。）までに、乙の指定する銀行口座に電信送金する。送金にかかる手数料については、甲の負担とする。

（手数料等の支払い）

第 9 条 甲は、前条に規定する送金と同時に、本委託業務の対価として甲および乙が別途合意する基本手数料および取扱手数料ならびに当該手数料に賦課される消費税および地方消費税相当額（以下、「消費税等相当額」という。）を、乙に対して、本公開買付けによる買付けの成立または不成立に拘りなく、乙の指定する銀行口座に電信送金する方法で支払う。

2. 前項の規定に拘らず、本公開買付けが公開買付けの撤回その他の事由により実施されなかった場合、甲は前項に定める基本手数料のみを、その消費税等相当額とともに、乙に対して速やかに支払う。

（費用の払戻し）

第 10 条 甲は、前条に定める手数料の他、本公開買付けの実施のいかに拘らず、乙が本公開買付けに関連して支払った甲の書面による事前の承諾を得て要した一切の費用を、当該費用に賦課される消費税等相当額とともに、乙の請求により速やかに乙に対して支払う。

(補償)

- 第 11 条 乙は、甲に対し、本公開買付けの実施のいかんにかかわらず、乙が故意または重過失により本契約に基づく義務の履行を怠ったことにより甲が被ったまたは負担した損失、損害および費用（合理的な弁護士費用および付随する訴訟費用を含む。）を補償するものとする。
2. 甲は、乙に対し、本公開買付けの実施のいかんにかかわらず、甲が故意または過失により本契約に基づく義務の履行を怠ったことにより乙が被ったまたは負担した損失、損害および費用（合理的な弁護士費用および付随する訴訟費用を含む。）を補償するものとする。
3. 前2項に規定する他、乙が本契約に基づく義務を履行したにもかかわらず、甲の株主、関係当局・機関その他の第三者より、損害または費用の賠償請求、補償請求その他の訴訟（以下、「訴訟等」という。）を受けた場合、甲は、乙に対し、乙が被った損害および訴訟等に関する防御その他の費用一切を補償するものとする。但し、当該費用の発生が乙の故意または重過失に起因する場合を除く。

(訴訟等)

- 第 12 条 甲は、前条第1項の規定に基づき甲が乙から補償を受けることとなる事態の発生を認識したとき、または本公開買付けに関して甲に対し訴訟もしくはその他の司法手続が開始されたときは、速やかに乙に対して書面により通知するものとする。但し、甲が乙に対しかかる通知をしなかった場合においても、かかる甲の懈怠に直接起因して生じる損害および費用を除き、乙は甲に対して負ういかなる債務をも免除されない。乙は、甲に対して訴訟その他の司法手続が係属している場合において、甲の要請がある場合には、甲に対し直ちに証拠資料の提供等必要な協力を行う。
2. 乙は、前条第2項もしくは第3項の規定に基づき甲から補償を受けることとなる事態の発生を認識したとき、または本委託業務の遂行に関して乙に対し訴訟その他の司法手続が開始されたときは、速やかに甲に対して書面により通知するものとする。但し、乙が甲に対しかかる通知をしなかった場合においても、かかる乙の懈怠に直接起因して生じる損害および費用を除き、甲は乙に対して負ういかなる債務をも免除されない。甲は、乙に対して訴訟その他の司法手続が係属している場合において、乙の要請がある場合には、乙に対し直ちに証拠資料の提供等必要な協力を行う。
3. 本公開買付けに関する訴訟その他の司法手続の費用は、すべて甲が負担する。但し、当該費用の発生が乙の故意または重過失に起因する場合を除く。

(解除)

- 第 13 条 乙は、以下の各号の一に該当すると判断した場合には、甲に対して通知することにより、本契約を解除することができる。この場合、乙は甲に対して、本契約の解除により被った損害の賠償を請求できるものとする。
- ① 本契約第4条に定める甲の表明および約束に虚偽または真実に反することが判明した場合
- ② 甲に本契約上の義務の違反があった場合において、乙が相当の期間を定めてその治癒を催告したにもかかわらず、当該期間内に治癒がなされなかった場合

(分離条項)

- 第 14 条 本契約におけるいずれかの条項につき、特定の裁判管轄において当該条項の有効性、合法性または執行力が否定された場合においても、当該条項以外の条項の当該裁判管轄における有効性、合法性および執行力、ならびに当該裁判管轄以外の裁判管轄における本契約の有効性、合法性および執行力については影響がない。

(準拠法および管轄裁判所)

第 15 条 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

2. 甲および乙は、本契約に関連する訴訟その他の法的手続については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(雑則)

第 16 条 本契約に定めなき事項および本契約の内容に疑義が生じた場合は、甲および乙は誠意をもって協議し、これを解決する。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲および乙は署名または記名押印のうえ各1通を保有する。

2025年2月12日

神奈川県横浜市西区花咲町六丁目145番地
甲： 株式会社パイオラックス
代表取締役社長 山田 聡



東京都千代田区大手町一丁目5番1号
乙： みずほ証券株式会社
取締役社長 浜本 吉郎



